

Ⅷ ロースクールと社会貢献

早稲田大学大学院法務研究科教授
須網 隆夫

1. はじめに

本稿は、法曹養成機関が、なぜ社会貢献活動に積極的に関与しなければならないのかを明らかにし、その文脈に、臨床法学教育の意義を位置付ける。そして、早稲田大学法科大学院における実践例である、震災復興支援クリニックの活動につき、その可能性をどの程度実現できたかを検証する。

2. 法曹養成と臨床法学教育

(1) 弁護士の社会貢献

司法制度改革審議会意見書は、法科大学院の教育理念として、「社会に生起する様々な問題に対して広い関心を持たせ、(中略) 実際的な見聞、体験を基礎として、法曹としての責任感や倫理観が涵養されるよう努めるとともに、実際に社会への貢献を行うための機会を提供しうるものとする。」と述べている。

意見書は、「法科大学院生による社会貢献」になぜ言及したのだろうか。それは、法曹、特に弁護士の在り方と係わる。弁護士は、収益と結び付かない、公益活動への参加を通じて、社会に貢献することを求められる仕事である。そのことは、多くの法規範が明示している。すなわち、弁護士法1条、日弁連会則10条及び弁護士職務基本規程1条は、弁護士の使命が、「基本的人権の擁護と社会的正義の実現」にあるこ

とを明らかにしている。弁護士は、公益性を中核的価値として共有する「プロフェッション」であり、弁護士は、その使命達成のために、「人権擁護活動、立法や制度の運用改善に関与する活動」を展開し、公益活動に参加しなければならない(基本規程8条)。公益活動義務は、日本に特有ではなく、弁護士の普遍的義務であることは、世界で広く認められている。

(2) 社会貢献活動と法曹養成教育

さて、公益活動が弁護士の本質に係る以上、それは、法曹養成教育にも影響する。法曹養成教育は、公益活動に積極的に参加する弁護士を養成する必要があるからである。そのような、公益活動と法曹養成教育の関係は、アメリカでは明確に認識されている。

アメリカ法曹協会のマクレイト・レポートは、法曹養成教育が目標とすべき技能と価値観につき、正義、公平のために努力することを挙げた上で(価値観2)、その内容として、「資力のない者への法的サービスの提供」(価値観2.2)と「正義を実現する法と法制度の改善への貢献」(価値観2.3)を指摘する。この価値観2の注釈は、全弁護士にプロボノ活動の義務があることを強調し、アメリカ法曹協会のロースクール認証基準も、学生の公益活動参加の機会の保障を規定している。日本でも、日弁連法務

研究財団の法科大学院評価基準は、法曹に必要な能力を「法曹に必要なマインド・スキルの養成」にまとめ、「マインド」の冒頭に「法曹としての使命・責任の自覚」を掲げている。法曹養成機関は、学生に弁護士としての価値観も教育しなければならないのである。

(3) 弁護士の価値観・技能の教育方法

それでは、価値観は如何に教育可能であるのだろうか。アメリカ・ロースクールの経験を見ても、価値観を教室で教えることはかなり難しい。それゆえ審議会意見書は、法科大学院生の社会貢献への参加を明示したと思われる。社会貢献への参加は、クリニック教育によって、もっとも良く提供される。そうであるから今日、南北アメリカ、ヨーロッパ、アフリカ、アジア、オセアニアと、洋の東西、先進国か途上国かを問わず、広くクリニック教育が普及しているのである。社会的不正義のゆえに困難を強いられている依頼者に対面することにより、学生は、抽象的な社会正義から離れて、弁護士の守るべき価値の意味を理解し、法の役割と社会正義のために働くとはいかなることかを考えることができる。日本の弁護士は、弁護士法1条の「基本的人権の擁護と社会的正義の実現」を重視し、強制加入団体としては珍しく広範な人権擁護活動を展開してきた。しかし彼らは、その理念が、どのように教育されるかについては関心を払ってこなかった。クリニック教育は、この空白を埋めるものである。

(4) 社会正義とリーガル・クリニック

クリニックは法曹養成教育の一部である

が、他方で、社会正義の実現自体を任務としている。日本では、教育の側面のみが注目されるが、クリニック教育と公益的弁護士活動は切り離せない。社会正義の実現として、最初に意識されたのは、弁護士の助力を得る資力のない貧困層への法律サービスの提供であり、クリニック教育は、「司法アクセスの改善」と「学生の教育」という二つの目的を同時に達成しようとする。法務研究科での民事・刑事・労働・外国人等の各クリニックで、依頼者に、無料で法律サービスが提供されているのは、この趣旨を具体化したものである。この種の「法律扶助クリニック (legal aid clinic)」は、クリニック教育の原点であるが、クリニックは、それに尽きるものではない。その後、社会的不正義に対処する任務を負った、様々な新しいクリニックが各国で開発されて、それらは、不正義や不平等を救済するという専門職の価値を教育することをより明確に意識している。

3. 東日本大震災と法科大学院

—東日本大震災復興支援法務プロジェクトと震災復興支援クリニック—

(1) 東日本大震災復興支援法務プロジェクトの誕生

2011年3月11日の東日本大震災発生後、早稲田大学本部は、全教員に震災復興支援のための研究プロジェクトを立ち上げるよう呼びかけ、法務研究科の教員を中心とする、法学学術院の教員有志は、元教員・卒業生らとともに、直ちに「早稲田大学東日本大震災復興支援法務プロジェクト」(代表・浦川道太郎教授)を立ち上げた。そし

て法務プロジェクトは、2012年3月より、福島第一原子力発電所事故により全町避難を余儀なくされた、福島県浜通りの浪江町役場への支援を開始した。法律扶助クリニックの一種に、特定のコミュニティ（地理的に限定された地域又は特定の間人集団）の法的需要に焦点を当てる、地域コミュニティ・クリニックがあるが、浪江町を対象にした時点で、法務プロジェクトは、この種のクリニックを準備し始めたと言える。

浪江町役場と法務プロジェクトの協力関係は軌道に乗り、2016年頃まで、主に二本松市の仮庁舎で頻繁に会合していた。支援の中心は、第一に、原発事故被害に対する町民の損害賠償の支援であり、町民1万5000人以上を代理して、町が行った、原子力紛争解決センターへの賠償増額の申立てを支援した。町役場が町民の代理人となって、申立を行うというスキーム自体、法務プロジェクトが町に提供したアイデアである。第二は、町自体が被った損害賠償の支援であり、主に行政法の教員が、町の請求の根拠を理論面から支え、2021年には、賠償額の大幅増額による和解と言う成果を獲得した。

（2）震災復興支援クリニックの活動

当初から、法科大学院生は、法務プロジェクトの活動に適宜参加していたが¹、2016年度より、「震災復興支援クリニック」として、一部の教員と学生の自主的活動を継続している。クリニックは、前述の教員による法務プロジェクトの活動を基礎に、そ

れと連携している。

現在の復興支援クリニックは、通年のプログラムである。3月の春休みに行われる、新入生対象の入学前の公認サークルの説明会で、新入生は、初めて「震災復興支援クリニック」の名前を聞く。4月になると、新入生を主対象に説明会を開催する。ここでは、2011年の設立以来の法務プロジェクトの原発事故被災地における活動、さらに2016年以來の復興支援クリニックの活動を説明する。説明会開催後、参加する学生が決まると、日程調整の上、5月の連休明けに打ち合わせの会合を行う。ここでは、前年度から参加している2～3年生と新たに参加した1～2年生は、自己紹介とクリニック参加の問題関心を交換し合い、その上で、前期の活動内容を相談する。新型コロナウイルスの感染拡大による移動制限のために、福島現地を訪れることが困難になった2020年以前の活動の中心は、夏休みに実施する、現地での聞き取り調査であった。そのため、前期は、クラスワークで現地調査を準備し、教員からの概括的説明に続き、原発事故被害者・支援者、自治体議員・職員、弁護士、研究者などから、原発事故後の被災地・被害者の状況、復興の課題について学習する。その後、夏休みの福島での現地調査（2泊3日程度）では、学生の希望に従って、帰還した住民を始め、住民を支援するNPO職員、自治体職員、教員など、様々な人から聞き取りを行い、彼らが抱える課題を抽出する。例えば、教員、学生等合計32名が参加した、2019年の調査では、原発事故により避難を余儀なくさ

1 津金貴康「臨床法学教育を体験して—浪江町支援の取組を通して」法曹養成と臨床教育第6号（2013年）182-184頁。

れた、各自治体（広野町、川内村、双葉町、浪江町、富岡町、南相馬市）に加え、浪江町を中心に、避難指示解除後に帰還し、生活・事業を営んでいる町民・事業者、小中学校等の教員、復興を支援するNPO、医療機関等を訪問し、相当時間の聞き取りを行った。後期は、現地調査の結果を消化する時期であり、調査結果を整理して、解決されるべき課題の抽出、必要な追加の調査・議論を行う。その後、年末から翌年の春休みにかけて、調査報告書を完成させ、調査に協力して下さった方々を始め、マスコミを含む関係各方面に報告書を終了して一年の活動を終了する。2016年度から2021年度までの6年間に参加した学生総数は80名以上に及び、その多くは法曹として既に第一線で活躍しており、何人かの弁護士は、福島県で登録している。

復興支援クリニックの活動は、これまで度々報道されてきた。例えば、2019年9月の現地調査には、朝日新聞の記者が同行し、「未来の法律家、浪江を訪ねて、早大法科大学院学生が聞き取り調査」と題する記事を配信した。どのような教育を受けた法曹を国民が期待しているかを示しているだろう。

（3）復興支援クリニックの教育効果

復興支援クリニックは、「法曹に必要なマインド・スキルの養成」に照らした場合、他の科目では得られない利点がある。

第一は、「2つのマインド」の一つとしての「法曹としての使命・責任の自覚」についてである。生身の人間を相手にする法曹は、法律家である前に、人間として関係者に向き合い、特に弁護士は、依頼者に共

感し、彼らの悩みを共有しなければならない。復興支援クリニックの聞き取り調査は、このような機会を学生に提供する。第二は、「法律専門職能力—7つのスキル」、特に「（1）問題解決能力」、「（3）事実調査・事実認定能力」、「（5）創造的・批判的検討能力」、「（7）コミュニケーション能力」の養成である。これらの諸能力は、実定法教育の対象外であるか、少なくとも主たる対象とはされておらず、クリニックに意味がある。第三は、法曹になることの意味を考えさせることである。クリニックに参加したある学生の言葉を引用する。「私は、司法試験に合格しなければという思いから、勉強についてばかり考えている時期があったのですが、ふとした時に自分は何のために勉強をしているのだらうと思うことがありました。そうした時に、福島に行って町民の話を聞く中で、この人たちを守るために法律を学んでいるんだ、法律は現実には起きている問題を解決するための手段なんだと言うことに気づいたのです。」「司法試験に合格するだけのために俺は勉強しているのか? と悩むことも多かったのですが、自分がやっていることの意味が見えた気がしました。俺がいないと困る人がいるんだなど（笑）。」。

法科大学院が司法試験中心に再編成されている中で、正規科目でない復興支援クリニックは、甚だ不十分ではありながら、法務研究科の他のクリニック科目と同様、臨床法学教育の一翼を事実上担っている。

4. 最後に

東日本大震災直後の2011年4月に来日された、キャロル・スズキ（ニューメキシ

コ大学ロースクール教授) は、ハリケーン・カトリーナによる地域コミュニティの被害に対する、全米のロースクール・クリニックによる取組を紹介され、日本のクリニックによる震災復興への取り組みを激励された。しかし、復興支援に取り組んだ法科大学院は極めて少ない。日本の法科大学院は、この点、深く反省すべきである。

学生に社会貢献活動に参加する機会を与えるためには、法科大学院自体が、社会貢献活動に関与する必要がある。法務プロジェクト・震災復興支援クリニックの10年間の経験は、甚だ不十分ではあるが、それが日本でも可能であることを示している。